

# 「(仮称) 草津市自治体基本条例」策定方針

## 1. 条例策定の趣旨

「自治体の憲法」と称される自治体基本条例は、自治体運営の理念と原則を確立するもので、多くの自治体において策定されています。

自治体基本条例が策定される背景には、市民が自治体運営に参加し、市民の意見を反映した行政運営が求められていることにあります。

昨今の厳しい行財政運営のなかで、多様化する住民ニーズに対応するためには、自治体運営の基本理念や原則、市民が自治体運営に参加する際の基本的考え方やルールを独自に定め、最高規範性を持つ共通の指針とすることにより、実際の仕組みとして機能させていくことが重要であります。

以上のことから、草津市としての自治の基本理念や原則を定めた「(仮称) 草津市自治体基本条例」の策定をすすめるものであります。

## 2. 条例の内容および位置づけ

### (1) 内容

自治の担い手である市民・議会・行政の責務を定めるとともに、自治の基本理念や市政運営の基本的な仕組み、更には、市民参画・協働などのあり方などについて示すものであります。

### (2) 位置づけ

規定されている理念や原則が、他の条例や計画などに優先され、実質的に最上位の条例とすることを含めて議論するものであります。

## 3. 今日までの取り組み経過

### ◇「草津まちづくり市民会議」での検討

平成16年から平成18年にかけて、『自治と協働のための条例研究会』と題して、市民自らの取り組みとして、市民参加・市民と行政の協働・情報共有のあり方、市民自治の基本となる理念、権利や責務、自治体の組織のあり方などの研究を、3年間行われました。

(これまでの取り組み経過)

### 平成16年の取り組み内容

「自治の基本理念」や「草津市が目指すべき自治の方向性」について議論し、市民参加の実態から、市民と行政の役割・責務についての考え方をまとめられた。

### 平成17年の取組み内容

市民参加のあり方や、住民自治システムのあり方などを議論し、実効性のある自治基本条例策定への見通しを立て、いくつかのモデル的な構想を練られた。

### 平成18年の取組み内容

多くの市民が参加できるフォーラムを通して、「協働」・「市民参加」というテーマを研究された。

#### ◇草津市みらい政策研究会

市の政策形成のための調査・研究・提言を行うことを目的とした組織であり、平成18年度に「自治基本条例」について研究した。

(主な取組み内容)

- ・「草津まちづくり市民会議」のメンバーとワークショップによる意見交換
- ・他市町村の条例について、調査、分析
- ・自治基本条例を策定するか否か、策定する場合は条例に何を入れるか、また、策定しない場合の理由などについて議論
- ・自治基本条例をつくるとしたら、どんな条例になるとよいかについて議論

## 4. 策定スケジュール(予定)

平成21年	1月	方針決定、業務委託
	2月	自治体基本条例検討委員会設置 公開セミナー（中川幾郎氏）の開催（2月25日）
	2月～	条例項目・条例案の検討
	10月	タウンミーティングの実施
	11月	市民報告会の開催、条例案の公表（パブリックコメントの実施）
平成22年	1月	議案の提出
	3月	議会議決

## 5. 策定体制

自治体基本条例策定作業の円滑な推進を図るため、組織体制等は次のとおりとします。

### (1) 組織体制

#### ◇草津市自治体基本条例検討委員会

20名で構成され、様々な立場の人々から、ワークショップ形式により、専門的、多角的な観点からの意見をいただき、条例の研究を行い、条例項目を検討する。また、最終的に条例案を市長に提言する。

・学識経験者	1名（委員長）
・自治連合会	2名
・商工会議所	2名
・社会福祉協議会	1名
・女性団体連絡協議会	1名
・民生児童委員	1名
・NPO団体、まちづくり団体	4名
・公募市民	4名
・行政職員	4名

#### ◇草津市自治体基本条例策定本部会議

関係部長で構成され、多角的な観点から、検討された条例案に対し、内部的な調整を行う。

議会に対して、検討されている内容を報告し、必要に応じて協議を行う。

## 6. 策定プロセス

◎ 「草津まちづくり市民会議」や「草津市みらい政策研究会」で議論されてきた内容を踏まえながら、ファシリテーターや条例の事例研究等に民間活力（NPO等）を生かし、市民とともに条例の検討をすすめます。

### ① 委員公募等

- ・自治体基本条例検討委員会の市民委員を公募。（広報・HP等で周知）
- ・各関係団体に検討委員会委員の推薦のお願い。
- ・市民・議員・職員を対象とした、有識者（中川幾郎氏）による公開セミナーを開催。（2月25日）

### ② 自治体基本条例検討委員会の開催（ワークショップ形式）

- ・条例の研究（学習会）や、他市の事例研究
- ・条例案の検討

### ③ 庁内協議や、条例制定に向けた法的整理作業等を行う。（事務局・関係部局）

- ・自治体基本条例策定本部会議での協議や、議会との協議。
- ・事務局にて、法規担当者とともに条例案の法的整理作業を実施。  
（最終的に、法的整理作業後、条例案を検討委員会から市長に提言）

### ④ 条例案の公表

- ・パブリックコメントの実施。
- ・タウンミーティングを実施し、市民等に条例案を説明。
- ・条例案を公表し、有識者による市民報告会を開催。

### ⑤ 条例案を議会に提案（市長）